

株式会社丸亀組 役員・社員・協力会社 行動倫理規定

平成19年4月1日 制定

(基本理念)

㈱丸亀組の役員・社員及び協力会社は、業務遂行にあたり諸法規ならびに社内諸規定を遵守し、社会規範にもとることのないよう、誠実で責任ある行動をとる。

(行動規範)

① 人権を尊重し、差別・ハラスメントをおこなわない。

- (1) 人種、肌の色、信条、宗教、性別、国籍、出身、心身の障害、病気等、事由のいかんを問わず差別しない。
- (2) セクシャル・ハラスメントをおこなわない。
- (3) パワー・ハラスメントをおこなわない。
- (4) 人権問題を正しく理解・認識し、差別をおこなわない。

② 業務の遂行にあたっては公正を旨とする。

- (1) 下請け事業者の利益を不当に害する行為をおこなわない。
- (2) 職務上の地位や立場を利用して、他人の利益を不当に害する行為をおこなわない。
- (3) 職務上の地位や立場を利用して、他人の有形・無形の資産を不当に使用しない。

③ 会社の機密情報を適切に管理する。

- (1) 会社の秘密情報は厳重に管理し、これを漏洩したり、業務以外の目的に使用しない。
- (2) 会社の秘密情報を業務上社外に開示する必要がある場合には、事前に秘密保持契約を締結するなど、漏洩防止に留意する。
- (3) 退職後といえども、会社の秘密情報を漏洩したり、使用しない。

④ 会社の利益に反する行為は行わない。また、公私のけじめをつける。

- (1) 会社の有形・無形の資産を不当に使用しない。
- (2) 個人的な目的で会社の財産・経費を使用しない。
- (3) 社内情報システムを不正に使用しない。
- (4) 会社の承認なしに他の職業に従事しない。
- (5) 退職時には会社から貸与された物品や会社の資産を返還する。
- (6) 職場において、政治や宗教など業務と無関係な個人的活動をおこなわない。

⑤ 贈答・接待等は法令に違反することなく、かつ社会通念上妥当な範囲内でおこなう。

- (1) 公務員またはこれに準じる立場の者への不正な金品、便益、その他経済的な利益供与はおこなわない。
- (2) 取引先またはその役職員等への贈答・接待は過剰を避け、社会通念上妥当な範囲でおこなう。
- (3) 過剰な接待や社会的儀礼の範囲を超える贈答はこれを受けてはならない。また、接待を受ける場合は、所属長に報告して承認を得、役員にあつては社長の承認を得る。
- (4) 下請け業者あるいは関係取引先等から、不正な金品、便益、その他経済的利益の供与を受けない。

⑥ 反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切おこなわない。

- (1) 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等による安易な問題解決をおこなわない。
- (2) 反社会的勢力が一般取引に巧妙に進出してくるケースも想定されるので、十分留意する。

⑦ コンプライアンスの遵守

- (1) 業務の遂行においては、各種法令をおよび社内規定を遵守し規範に則って業務を遂行すること。

以上